

治 第 1 9 9 5 号
平成 2 6 年 2 月 2 8 日

河川法第 26 条第 1 項の許可受け者 殿
河川法第 87 条の規定により法第 26 条第 1 項の許可を受けたとみなされる者 殿

山 梨 県 知 事

河川法の一部改正に伴う
今後の許可工作物の維持、修繕について

今般「水防法及び河川法の一部を改正する法律」(平成 2 5 年法律第 3 5 号)が施行され、新たに河川管理施設及び許可工作物を良好な状態に保つよう維持、修繕すべきことが明確化されたところです。あわせて関係政令及び関係省令が施行され、河川管理者及び河川法第 2 6 条第 1 項の許可を受けて工作物を設置した者等が共通して遵守すべき技術的基準等が定められました。

つきましては、河川法第 2 6 条第 1 項の許可を受けて設置した許可工作物等について、別紙に示す技術的基準等を遵守し、許可工作物を良好な状態に保つよう一層適切な維持、修繕に努められるようお願いいたします。

なお、山梨県知事より河川法第 2 6 条第 1 項の許可を行った工作物等については、河川法施行令第 9 条の 3 第 1 項第 3 号の対象となるか確認の上、当該条項の対象となる工作物がある場合等については、あらためて各建設事務所より連絡する予定ですが、当該確認に時間を要することから、連絡に先立ち、維持・修繕等を進めて下さいますようお願いいたします。

建設事務所	連絡先	管轄
中北建設事務所	0 5 5 - 2 2 4 - 1 6 6 4	甲府市、南アルプス市、甲斐市、 中央市、昭和町、
中北建設事務所 峡北支所	0 5 5 1 - 2 3 - 3 0 6 2	韮崎市、北杜市
峡東建設事務所	0 5 5 3 - 2 0 - 2 7 1 2	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南建設事務所	0 5 5 - 2 4 0 - 4 1 2 2	市川三郷町、富士川町、 身延町(旧下部・中富)
峡南建設事務所 身延河川砂防管理課	0 5 5 6 - 6 2 - 9 0 6 2	早川町、南部町、身延町(旧身延)
富士・東部建設事務所	0 5 5 4 - 2 2 - 7 8 1 9	都留市、大月市、上野原市、 小菅村、丹波山村
富士・東部建設事務所 吉田支所	0 5 5 5 - 2 4 - 9 0 4 5	富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、 山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

県土整備部 治水課 管理担当
TEL: 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 0 0

河川管理施設及び許可工作物の
維持又は修繕に関する技術的基準等

1 概要

今般の河川法の一部改正に伴い、多種多様な河川管理施設や許可工作物の維持、修繕に関し、共通して遵守すべき最低限の基準として河川法施行令（以下「令」という。）において定められた技術的基準等は以下の通りである。

なお、令においては「河川管理施設又は許可工作物」を「河川管理施設等」と表現しているが、許可工作物に関わる基準について遺漏等がないよう、ここでは「河川管理施設等」を「許可工作物」と置き換えて記述している。また、ここでの「許可工作物」には、法第 87 条の規定により法第 26 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる工作物についても含むこととする。

- （イ） 許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況（以下「許可工作物の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能を維持するために必要な措置を講ずること（令第 9 条の 3 第 1 項第 1 号）。
- （ロ） 許可工作物の点検は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと（令第 9 条の 3 第 1 項第 2 号）。
- （ハ） （ロ）の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める許可工作物等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと（令第 9 条の 3 第 1 項第 3 号）。
- （ニ） （ロ）の点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること（令第 9 条の 3 第 1 項第 4 号）。

2 技術的基準等の解説

（ 1 ）維持に関する技術的基準（ 1（イ））について

許可工作物の巡視、及び維持に関する基準であり、規定中の「河川の状況」とは河川の水位、流量、地形、地質等の状況であり、「気象の状況」とは降雨等の状況であり、「その他の状況」とは背後地の土地利用等の状況である。

具体的な対応としては、定期又は不定期に許可工作物を巡視し、機能を維持するための措置として、例えばゲート操作の支障となる流木等の障害物の処分を行うこと等を想定している。

（ 2 ）点検に関する技術的基準（ 1（ロ））について

許可工作物の点検に関する基準である。

具体的な対応としては、出水期前等の適切な時期に、目視による点検を行うこと、可動部を有する許可工作物についてはゲートやポンプ等の作動状況を確認すること、コンクリート構造部、機械設備等については、必要に応じて機器を用いて、異状の状況を把握すること等を想定している。

(3) 点検に関する技術的基準 (1 (八)) について

許可工作物の点検の頻度に関する基準であり、公共の安全を保持するうえで特に影響が大きいダム、堤防その他の国土交通省令で定める許可工作物等については、1 (口) の点検を一年に一回以上の適切な頻度で行うこととしている。

対象となる許可工作物等は国土交通省令において、

- ・ダム (土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のものを除く。)
- ・堤防 (堤内地盤高が計画高水位より高い区間等に設置された盛土によるものを除く。)
- ・上記の堤防が存する区間に設置された可動堰
- ・上記の堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有するもの

としている。規定中の「その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有するもの」としては、いわゆる樋管、陸閘、閘門、揚排水機場の取水口等である。

(4) 許可工作物の異状把握時の対応 (1 (二)) について

許可工作物の異状把握時の対応についての基準であり、点検等により許可工作物の異状を把握したときは、予防保全等の観点から効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講ずることとしている。

具体的には、点検等により許可工作物の異状を把握したときは、必要に応じ診断・評価を行い、対策 (維持・修繕の方法等) を検討し、順次対策を実施する等の措置を講じることを想定している。

(5) 点検結果等の記録及び保存について

(3) の一年に一回以上点検を行う対象となる許可工作物については、国土交通省令において、次回点検時における異状の適確な把握や効率的な維持及び修繕の実施に資するため、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果 (可動部を有する許可工作物にあっては、可動部の作動状況の確認の結果を含む。) について、次に点検を行うまでの期間 (当該期間が一年未満の場合にあっては、一年間) 保存することとしている。

河川法（河川管理施設等の維持又は修繕）

第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

河川法施行令（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第 9 条の 3 法第 15 条の 2 第 2 項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあっては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあっては、1年に1回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

河川法施行規則（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第7条の2 令第9条の3第1項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のものを除く。）
- 二 堤防（堤内地盤高が計画高水位（津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては、計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位）より高い区間に設置された盛土によるものを除く。）
- 三 前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰
- 四 第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等

2 令第9条の3第2項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第1項第二号の規定による点検（前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（当該期間が1年未満の場合にあつては、1年間）保存することとする。

- 一 点検の年月日
- 二 点検を実施した者の氏名
- 三 点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）